

「熊本市障がい者プラン」中間見直し及び「熊本市障がい福祉計画（第4期）」 策定に当たっての基本的な考え方

1 全体的事項

- 「熊本市障がい者プラン」と「熊本市障がい福祉計画」の一体的策定
「障がい者プラン」と「障がい福祉計画（第4期）」を同時期に見直し・策定の作業を行い、体裁として両計画を包含する一体的計画（「熊本市障がい者サポート総合計画」（仮称））として整理することとしたい。

2 熊本市障がい者プランについて

今般の改定は中間見直しであることから、基本的には現行プランの内容を踏襲し、そのうえで、新たな法制度やニーズなどの環境変化を確認し、必要な追記・修正等の一部変更を図る。

〔中間見直しのポイント〕

- 重点施策の見直し
現プランの重点施策は、分野別施策の再掲となっているため、新たな重点施策を立てる。
例. ●市民の理解促進、就労支援などの社会参加促進（社会参加促進プロジェクト）
●福祉と教育の連携強化（福祉と教育のシームレスプロジェクト）
●親亡き後も安心して地域生活を送ることができる支援体制の構築（孤立しないプロジェクト）
●医療と福祉の連携強化、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援体制の構築（医療と福祉の連携強化プロジェクト） など

3 熊本市障がい福祉計画（第4期）について

基本的には、国から示される基本指針に即した策定を行う。

基本指針については、現在、国の「社会保障審議会障害者部会」で見直しについて審議中であるが、主なポイントとして次の3点が挙げられている。

〔国における基本指針の見直し主なポイント（案）〕

- 計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入
「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等
- 個別施策分野①：成果目標に関する事項
 - ・福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
 - ・精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
 - ・地域生活支援拠点等の整備（新規）
 - ・福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

○個別施策分野②：その他

- ・ 障害児支援体制の整備（新規）
- ・ 計画相談の連携強化、虐待防止 等

4 スケジュール

スケジュール概要	
H26.4	庁内検討会議設置…年数回開催予定
H26.6	障がい者（児）基礎調査（実態調査） 事業者の基礎調査（実態調査）
H26.7	特別支援学校への進路調査
H26.9	■第1回 障害者施策推進協議会
H26.10	■第2回 障害者施策推進協議会 障がい者団体等への意見照会
H26.11	■第3回 障害者施策推進協議会
H26.12	パブリックコメント
H27.2	■第4回 障害者施策推進協議会
H27.3	熊本市障がい者サポート総合計画（仮称）決定